

兵高教組

2023年12月8日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: http://www.hyogo-kokyoso.com

mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

# 調査情報 17号

## 冬の一時金(期末手当)引き上げ前の額で12月8日支給

### 期末勤勉手当 年0.1月引き上げ分は差額で年内に支給

先日の確定交渉で、県人事委員会の勧告通り期末勤勉手当が年間 0.1 月引き上げられて(再任用は 0.05 月引き上げ)、一時金は年 4.5 月(再任用は年 2.35 月)となりました。2023 年 6 月期に遡って、6 月期と 12 月期が均等に 0.05 月ずつ(再任用は 0.025 月ずつ)引き上げられます。会計年度任用職員については期末手当部分が 6 月期と 12 月期が均等に 0.025 月ずつ引き上げられます。また、来年度 6 月期からはこれまで組合側が要求してきた勤勉手当も支給されます。

今回の一時金は引き上げ前の額で支給されます。引き上げ分[2023 年 6 月期と 12 月期]については、差額として、月例給引上げ分[2023 年 4~12 月分]と合わせて、年内に支給されます。

#### 一時金は、期末手当に一本化されるべき

勤勉手当は原則的には勤務実績(「良好」「優秀」「特に優秀」の三分)に応じて支給される手当であるため、支給される教職員の中でも金額差が生まれ職場の分断につながるものとして高教組は反対してきました。

そもそも、学校全体、教職員全体で児童生徒の教育にとりくむ教職員に、「勤務成績」による勤勉手当の格差はなじみません。高教組は、一時金を期末手当に一本化するよう求めています。

#### 会計年度任用職員の一時金の改善を求める

今回の改定では久しぶりに期末手当の引き上げが行なわれるため、会計年度任用職員の一時金も改善されます。またこれまで支給されてこなかった勤勉手当については、組合の粘り強い要求によって24年度6月期より、ついに支給されることとなりました。

しかし、会計年度任用職員全員に期末手当が支給されているわけではありません。「週15時間30分以上勤務」という支給要件が設けられていて、例えば時間講師の場合だと、担当時間数を52週間に均して計算されるので、

50分授業を週28コマ持たないと期末手当が支給されません。高教組は、すべての会計年度任用職員に期末手当を支給するよう求めています。

#### 特別欠勤が有効に活用できるように

2021年度の勤勉手当の期間率の改悪によって、全国的に見ても優れた制度である特別欠勤が、取得に応じて勤勉手当が減額される使いにくいものとなってしまいました。高教組はこれからも特別欠勤取得で勤勉手当減額とならないよう求めています。

#### ◆今回の一時金支給月数(勤務期間6箇月の場合)

	一時金合計	期末手当	勤勉手当
再任用以外	2.20	1.20	1.00
再任用	1.15	0.675	0.475
会計年度任用職員	1.20	1.20	

#### ▼今回の勤勉手当の実際の支給割合

	勤務成績		
	良好	優秀	特に優秀
再任用以外	0.97	1.085	1.20
再任用	0.46	0.495	

※勤務成績「優秀」「特に優秀」の適用者についてなど不明な点があれば、分会長を通じて本部にお問い合わせください。

### ★今回の一時金の額を計算してみましよう!★ (勤務期間6箇月の、再任用以外の職員の場合)

期末手当 = {給調 + 扶 + 地扶 + (給 + 地) × 職務加算率} × 1.2

勤勉手当 = {給調 + 地 + (給調 + 地) × 職務加算率} × 0.97 (良好)

(優秀は ×1.085)

(特に優秀は ×1.20)

給調: 給料(調整額) = 給料表額 + 教職調整額(4%)

扶: 扶養手当

地扶: 扶養手当を算定基礎に含む地域手当... (給調 + 扶) × (地域手当支給率)

地: 扶養手当を算定基礎に含まない地域手当... 給調 × (地域手当支給率)

職務加算率

5%(0.05) ... 教育職 1 級 63 号給以上・教育職 2 級 55 号給以上・  
技労職 87 号給以上、行政職 4~6 級

10%(0.1) ... 教育職 2 級 141 号給以上・教育職 3 級・行政職 7 級など

#### 《地域手当の支給率》

9.4% ... 神戸、尼崎、西宮、  
芦屋、伊丹、宝塚、  
川西、明石

6.4% ... 姫路

4.4% ... その他の地域

※本来は、10.9%、7.9%、  
5.9%ですが、県「行革」  
で削減されたものが復元  
されていないままです。

教職員の生活と権利を守る高教組へ、あなたもぜひ!